

Hokkaido International Exchange and Cooperation Center

# 2025年報



公益社団法人  
北海道国際交流・協力総合センター  
HIECC／ハイエック

# CONTENTS

## 2025 年報

■ごあいさつ	1
■ HIECC (ハイエック) の歩み	2
■組織	3
■顧問・役員	4
【2024 年度事業概要】	
■理事会・通常総会の開催状況	5
■ HIECC の事業体系	6
■柱 1 国際相互理解の促進	7
1 講演会・シンポジウム等の開催	
2 国際関係情報の収集・提供	
3 グローバル人材育成事業	
4 多文化共生の推進	
■柱 2 国際交流の推進	18
1 諸外国との各種交流事業の実施	
2 留学生の受入と定着促進	
3 各種交流事業への支援	
■柱 3 国際協力の推進	23
1 開発途上国向け	
JICA 研修事業への参画	
2 海外からの研修員等の受入	
〔資料編〕	
■ 2025 (令和 7) 年度 収支予算	26
2025 年度正味財産増減予算書	
■ 2024 (令和 6) 年度 収支決算	28
2024 年度正味財産増減計算書内訳表	
2024 年度貸借対照表	
■公益社団法人北海道国際交流・	
協力総合センター定款	31
■北海道姉妹・友好提携自治体一覧	35
■道内外国公館 / 道内名誉領事館	38

### シンボルマークについて

このシンボルマークはハイエックの前身である北方圏センター設立に合わせ公募し、約 50 点の中から選ばれました。それ以来、このマークは法人のシンボルとして親しまれ、現在に至っています。

#### 重なり合った六角形が織りなす雪の結晶

それぞれの六角形は世界の北方圏諸地域を象徴し、その重なりは「交流」を表現しています。上部の六角形は上（北）に伸び交流の「広がりと発展」を、また形状が漢字の「北」、そして北海道の花「ハマナス」をイメージし、全体として「調和」を意味しています。



## ごあいさつ ~2024年度を振り返って~

会員をはじめ、関係者の皆様には、日頃より北海道国際交流・協力総合センターの運営に特段のご理解、ご支援を賜っておりますことに、厚く御礼を申し上げます。

おかげさまで2024年度につきましても、当初の事業計画に基づき、無事に事業を終えることができました。この場をお借りしまして改めて御礼申し上げます。



さて、HIECCでは、地域の国際化推進の中核的な拠点として「国際理解の促進」「国際交流の推進」「国際協力の推進」の3つの柱を掲げ、毎年さまざまな事業に取り組んでいるところでありますが、本道においてもグローバル化の波は着実に進んできており、多国籍化や外国人労働者も増加してきている状況にある中で、今後、ここ北海道においては、新たな魅力ある地域づくりや、受入体制の整備などといった課題への取り組みなども急務となっていました。

こうした中、2024年度におきましては、「国際理解の促進」では、グローバル人材の育成として、国際社会で活躍できる人材を育成するため、社会人や高校生を対象とした海外研修事業を実施し、参加された民間企業の方々や子どもたちは、どなたも新しい知見を得ることができたと考えております。また、多文化共生事業として、「北海道外国人相談センター」の運営を通じて、外国人の相談対応や迅速な情報提供に力を注ぐとともに、道内各地にて日本語教育者の養成にも努めて参りました。

「国際交流の推進」では、2024年は、北海道民がブラジルに移住して105年、また、パラグアイに移住して85年のそれぞれの節目となる年であったことから、両国の北海道人会から招待を受け、8月に現地で開催された記念式典に出席させていただきました。現地で活躍されている方々からの手厚い歓迎や様々な交流があり、改めて現地ブラジル、パラグアイと北海道との強い絆を再認識したところであります。

「国際協力の推進」では、JICA様との連携強化により、4本の研修コースを受託させていただき、道内関係機関の協力のもと、開発途上国からの研修員に対し、上水道管理や道路維持など専門技術の研修を行いました。また、2021年から開始したネパール国ポカラ市の給配水技術支援プロジェクトは、2024年12月に無事終了し、現地で開催した成果報告会、修了式では、ネパール国の水道公社などから大変な感謝の言葉をいただいたところであります。

私どもとしては、日々激しく変化する国際情勢の中で、2025年度も引き続き、北海道庁及びJICA様をはじめ関係機関とも連携しながら、海外との交流・協力を推進するとともに、在住外国人への相談対応や日本語教育をはじめとした、「多文化共生社会への対応」など、新しい時代のニーズに即した取り組みを積極的に進めて参りたいと考えておりますので、皆様からのご支援・ご協力を引き続き、いただきますよう、よろしくお願い申しあげます。

2025年9月

会長 辻 泰弘

# HIECC（ハイエック）の歩み

## 北方圏構想と北方圏センターの設立

1971（昭和46）年、北海道開発の長期的な指針としてスタートした「第三期北海道総合開発計画」（～1976年）に「北方圏構想」が初めて盛り込まれました。北方圏構想の目的は、北海道と似た積雪寒冷の気候風土の中で、高い文化を培ってきた北米・カナダ・北欧諸国などとの交流を通じ、北海道の産業経済・生活・文化の向上を図り、北国の風土に根ざした北海道らしい地域づくりの推進を目指すものでした。この構想は第三期総合計画と同時に設立された「北方圏調査会」が母体となり推し進められ、1972年（昭和47年）1月には社団法人としての認可を受け、更に1976（昭和51）年11月には「北方圏情報センター」を併設しました。上記2団体を発展的に改組した結果、1978（昭和53）年4月に「社団法人北方圏センター」を発足し、以来、北方圏交流を主軸としたシンクタンク機能・データバンク機能・エクスチェンジ機能を持つ全国でもユニークな国際交流団体として、広く事業を展開してきました。特に、今や全国的に注目されるようになったカーリング競技については、北方圏センターが、道や市町村などと連携し、カナダ・アルバータ州など北方圏諸国との交流を積み重ねてきた成果と言えます。

また、1978（昭和53）年7月には「財団法人北方圏交流基金」を設立し、主に民間の北方圏交流事業を支援してまいりました。

2011（平成23）年5月の通常総会で、公益社団法人移行のための定款変更等が承認され、社団法人北方圏センターは、北海道知事からの認定を受け同年8月1日に公益社団法人に移行しました。同時に「社団法人 北方圏センター」を「公益社団法人 北海道国際交流・協力総合センター」（Hokkaido International Exchange and Cooperation Center）に改称し、「HIECC（ハイエック）」の略称で新たにスタートしました。

現在は、公益社団法人としての社会的責任を果たしつつ、世界各国との国際交流・協力活動を通じ、豊かで活力ある地域社会の実現を目指しながら、積極的に事業を展開しています。

## 国際交流・協力活動の拡大

1990年代以降グローバル化が急速に進展し、国際社会の相互依存関係が一層強まるとともに、地域に対しての国際協力への期待が高まりました。北方圏センターは、北方圏地域との交流を継続しながらも、1995（平成7）年6月に定款を一部変更し北方圏以外の地域に対しても活動範囲の拡大を図りました。それに伴い、1996（平成8）年4月には、国際協力機構（JICA）が途上国の技術研修員を受け入れるために設置した「国際センター」（札幌・帯広）の管理運営業務を受託するとともに、北海道庁所管の技術研修員の受け入れも開始しました。1998（平成10）年3月には自治省（現総務省）より都道府県・政令市に1団体のみ指定される地域国際化協会に認定され、北海道の国際交流・協力の総合的かつ中核的な役割を担うことになりました。1998（平成10）年4月に北海道青年婦人国際交流センター、2006（平成18）年7月に（財）北海道海外協会、2010（平成22）年4月に（社）北太平洋地域研究センター（NORPAC）をそれぞれ統合し、機能の拡充を図ってきました。また、国の外国人材受入れ拡大に伴い、在留手続き、雇用等の生活に関わる様々な事柄について、外国人が必要な情報収集や相談を行う「多文化共生総合ワンストップセンター」として、2019（令和元）年8月に、道から受託し「北海道外国人相談センター」を開設しました。

## 国際活動の総合的な拠点として

2008（平成20）年に設立30周年の節目を迎えて、北方圏センターの今後の方向性を検討する「あり方検討委員会」を設置し「あり方検討報告書～時代に即した活動をめざして」をまとめ、その上で北方圏センターを北海道における国際活動の総合的拠点と位置付けることとなりました。

2010（平成22）年5月、通常総会において「北方圏交流基金」を「国際交流基金」に名称変更し、これまで北方圏に限定していた助成対象地域を全世界に広げました。また、学生等会員制度を新設し、会員の拡大を目指しました。

2023（令和5）年には設立45周年を迎え、国際理解講演会を行い、会員を始め多くの道民を集め記念行事を開催しました。

北海道国際交流・協力総合センター年表（略）

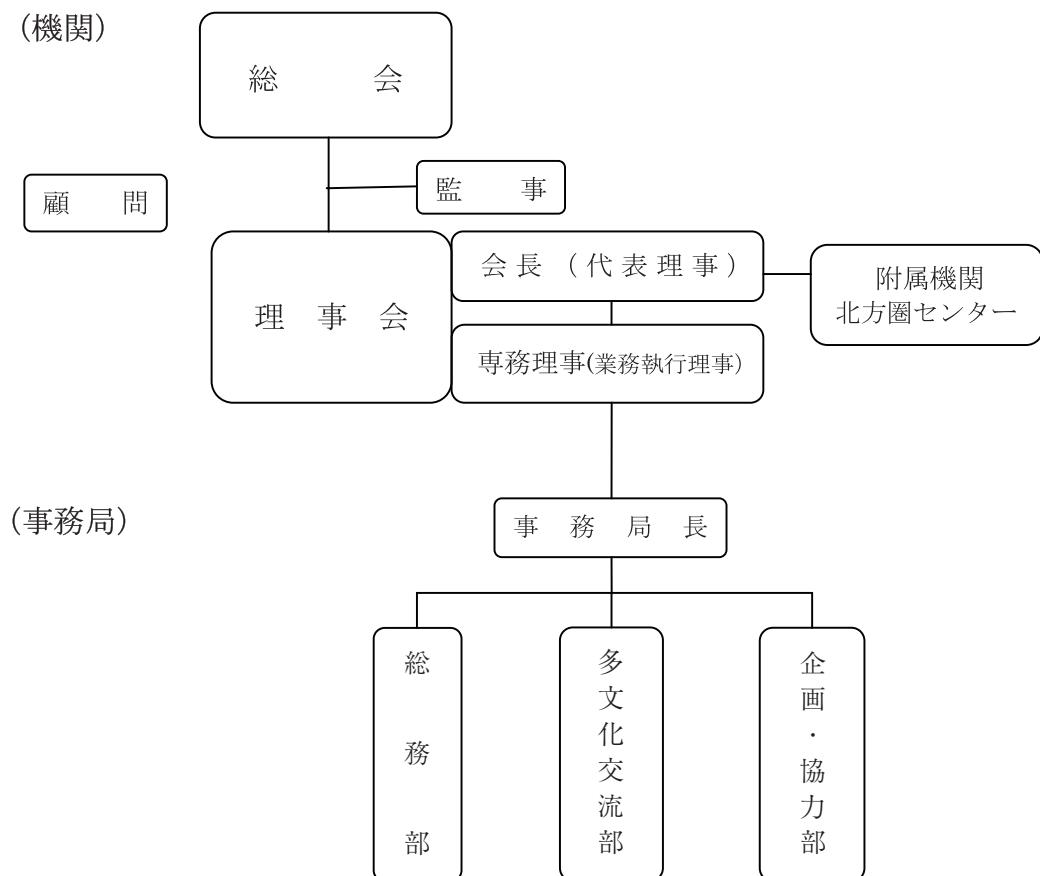
1971(昭和46)年4月	北方圏調査会設立	2006(平成18)年7月	財団法人北海道海外協会を統合
1972(昭和47)年1月	内閣総理大臣から社団法人許可	2010(平成22)年4月	社団法人北太平洋地域研究センターの事業を承継
1978(昭和53)年4月	社団法人北方圏センターに改組	2011(平成23)年8月	公益社団法人に移行し、名称を北海道国際交流・協力総合センターに改称
1996(平成8)年4月	国際センターの管理運営を受託		
1998(平成10)年3月	自治大臣が地域国際化協会として認定		
4月	青年婦人国際交流センターを統合		
2004(平成16)年7月	財団法人北方圏交流基金を統合	2019(令和元)年8月	北海道外国人相談センター開設

# 組 織

HIECC は会員をもって構成される公益社団法人で、会員で構成される総会と、総会で選出された理事によって構成される理事会が置かれています。(会員数：2025（令和7）年3月31日現在 515（法人・個人）。

会長（代表理事）、副会長、専務理事（業務執行理事）は、理事会で選任され、業務執行体制として組織を代表し業務執行を統括する会長と業務を分担執行する専務理事が置かれています。

業務を執行する事務局は、総務部、多文化交流部、企画・協力部となっており、北海道外国人相談センターは、多文化交流部に属しています。



## ■国際交流サロン

国際交流に利用可能なサロンを設置しているとともに、海外の来訪者からの記念贈呈品等を展示しています。



## 顧問・役員

(2025年8月1日現在)

### 顧問

遠 藤 達哉	国土交通省北海道開発局長
鈴 木 直道	北海道知事
伊 藤 条一	北海道議會議長
原 田 裕	北海道市長会会长
棚 野 孝夫	北海道町村会会长

### 役員(五十音順)

会長	辻 泰弘	北海道国際交流・協力総合センター
副会長	笹原晶博	北海道銀行特別顧問
//	増田仁志	北洋銀行取締役副頭取
副会長兼専務理事	長谷川浩幸	北海道国際交流・協力総合センター
理事	江頭進	小樽商科大学理事・副学長
//	落合周次	北海道パラグアイ協会会长
//	勝田直樹	北海道放送(HBC)代表取締役社長
//	草野和彦	毎日新聞北海道支社長
//	小山章司	札幌テレビ放送(STV)代表取締役社長
//	佐藤季規	北海道商工会議所連合会常務理事
//	柴田達夫	北海道町村会常務理事
//	下沢敏也	北海道文化団体協議会会长
//	下原口徹	テレビ北海道(TVH)代表取締役社長
//	高橋彩	北海道大学理事・副学長
//	高田聰	北海道経済連合会専務理事
//	鶴井亨	北海道文化放送(UHB)代表取締役社長
//	出井浩義	北海道市長会事務局長
//	寺内達郎	北海道テレビ放送(HTB)代表取締役社長
//	中村智	北海道観光機構専務理事
//	平木浩昭	札幌国際プラザ副理事長
//	道下智義	前北海道日伯協会会长
//	宮崎博美	北海道国際女性協会会长
//	安酸敏眞	北海学園理事長
//	横山隆	北海道スウェーデン協会理事長
監事	上田恵一	上田恵一公認会計士事務所
//	高野瑞洋	北海道スポーツ協会専務理事

# 理事会・通常総会の開催状況

## 1. 総会

2024 年度通常総会

日時 2024 年 6 月 25 日(火)

場所 京王プラザホテル札幌

内容 2023 年度事業報告及び決算、2024 事業計画及び予算、理事及び監事の改選、定款の一部変更など

## 2. 理事会

2024 年度第 1 回理事会

日時 2024 年 5 月 21 日(火)

場所 ホテルポールスター札幌

内容 2023 年度事業報告及び決算、通常総会の招集など

2024 年度第 2 回理事会

日時 2024 年 6 月 25 日(火)

場所 京王プラザホテル札幌

内容 会長、副会長、専務理事の選定など

2024 年度第 3 回理事会

日時 2025 年 3 月 27 日(木)

場所 ホテル札幌ガーデンパレス

内容 2025 年度事業計画及び予算、予算の補正に関する専決処分、顧問の委嘱など



総会で挨拶する社長



議案を説明する長谷川専務理事



理事会



理事会

# HIECC の事業体系

北海道のグローバル化を推進するプラットフォーム・HIECC

## (3つの柱)

### 柱1

#### 国際相互理解の促進

- ・世界情勢を的確に把握するための調査や情報収集提供を行なう。
- ・国際社会で活躍できるグローバル人材を育成する。
- ・インバウンドや在留外国人の急増に対応し、多文化共生社会の環境づくりを進める。

### 【主な取り組み】

#### 講演会・シンポジウム等の開催

- ▶ 国際理解講演会等の開催
- ▶ 北方圏講座の開催
- ▶ 北太平洋地域研究事業

#### 国際関係情報の収集・提供

- ▶ 調査研究・資料収集事業
- ▶ 国際情報ネットワーク事業
- ▶ 「Hoppoken」誌、年報の発行

#### グローバル人材育成事業

- ▶ 海外派遣研修事業
- ▶ 高校生・世界の架け橋育成事業
- ▶ 2024 済州国際青少年フォーラム

#### 多文化共生の推進

- ▶ 「北海道外国人相談センター」の運営
- ▶ ウクライナ避難民支援事業
- ▶ 日本語教育推進事業
- ▶ 外国人住民の地域共生推進事業
- ▶ 多文化共生ネットワーク連携推進協議会の設置
- ▶ 災害時における外国人支援事業
- ▶ 多文化共生アワード（表彰）事業

#### 諸外国との各種交流事業の実施

- ▶ 南米訪問事業
- ▶ 南米ふるさと訪問受入事業
- ▶ 移住者子弟留学生・研修員受入事業

#### 留学生の受入と定着促進

- ▶ 外国人留学生受入促進事業
- ▶ 外国人留学生定着促進事業

#### 各種交流事業への支援

- ▶ 国際交流助成事業
- ▶ 各種後援、共催事業への参画

#### 開発途上国向けの JICA 研修事業への参画

- ▶ JICA 研修コースの実施

#### 海外からの研修員等の受入

- ▶ 移住者子弟留学生・研修員受入事業（再掲）
- ▶ 移住者支援事業

# 柱1 国際相互理解の促進

## 1 講演会・シンポジウム等の開催

### (1) 国際理解講演会等の開催

#### ① 国際理解講演会

最近の国際情勢の理解を深めるため、講演会を開催した。

日 時 6月 25 日 (火)

場 所 京王プラザ札幌 地下1階プラザホール

テマ 『国連のリアル～権力の構造』

講 師 毎日新聞社北海道支社長 草野 和彦 氏

参 加 者 85 人

後 援 北海道、毎日新聞社北海道支社



草野氏による講演

#### ② 多文化共生講演会

少子高齢化社会における多文化共生社会について理解を深めるため、講演会を開催した。

日 時 5月 22 日 (水)

場 所 登別市市民プールらくあ

テマ 「異なる文化を持つ人すべてが暮らしやすい地域をつくる！

～外国人とともにつくる胆振の未来」

講 師 一般財団法人ダイバーシティ研究所 代表理事 田村 太郎 氏

参 加 者 34 人

### (2) 北方圏講座の開催

北方圏諸国の産業経済や生活文化等に関する蓄積を学び、地域づくりに関する情報交換を図るため、関係機関と連携しセミナーを開催した。

#### ・第1回「モルック世界大会 in 函館の成功に向けて」

日 時 5月 11 日 (土)

場 所 かでる 2・7 8階 802号室

講 師 日本モルック協会 (JMA) 世界大会統括実行委員長 森 祐生 氏

参 加 者 50 人

共 催 北海道フィンランド協会

#### ・第2回「北欧スウェーデンの森林と暮らし」

日 時 2月 26 日 (水)

場 所 アスティ 45 13階 開発工営社会議室

講 師 北海学園大学経済学部教授 早尻 正宏 氏

参 加 者 40 人

共 催 北海道スウェーデン協会

### (3) 北太平洋地域研究事業

北太平洋地域における学術研究を進めるため、道内経済団体や交流関係団体、大学等と連携し、北東アジア等の政治経済・外交関係などをテーマとしてシンポジウムを開催した。

#### ① ロシアセミナー

日 時 7月11日（木）  
会 場 北海道大学スラブ・ユーラシア研究センター大会議室  
(ハイブリッド方式（会場対面式とオンラインの併用）)  
テーマ 「急変する国際環境下のロシア極東・シベリア」  
報告者 北海道大学スラブ・ユーラシア研究センター教授 服部 倫卓 氏  
北海道大学名誉教授 田畠 伸一郎 氏  
(一社) ロシア NIS 貿易会・ロシア NIS 経済研究所部長 齊藤 大輔 氏  
参加者 40人  
共 催 北海道大学スラブ・ユーラシア研究センター

#### ② 中央アジアセミナー

日 時 9月3日（火）  
会 場 北海道大学スラブ・ユーラシア研究センター大会議室  
(ハイブリッド方式（会場対面式とオンラインの併用）)  
テーマ 「国際関係の変化の中で日本と中央アジアの交流を考える」  
報告者 北海道大学スラブ・ユーラシア研究センター教授 宇山 智彦 氏  
(一社) ロシア NIS 貿易会・ロシア NIS 経済研究所主任 中馬 瑞貴 氏  
参加者 40人  
共 催 北海道大学スラブ・ユーラシア研究センター

#### ③ 第13回 北海道で考える北東アジア国際情勢シンポジウム

日 時 3月10日（月）  
形 式 ハイブリッド方式（会場対面式とオンラインの併用）  
テーマ 「新局面を迎えたウクライナ戦争の北東アジアへの影響  
～日本を取り巻く安全保障環境を考える」  
報告者 防衛省防衛研究所研究幹事 兵頭 慎治 氏  
北海道大学スラブ・ユーラシア研究センター教授 岩下 明裕 氏  
参加者 90人  
共 催 北海道大学スラブ・ユーラシア研究センター



兵頭氏による基調講演



関係者によるパネルディスカッション

## 2 國際関係情報の収集・提供

### (1) 調査研究・資料収集事業

対外経済交流関係の各種事業への参画や調査・情報収集を行い、ホームページや「Hoppoken」誌上等で成果を発表した。

### (2) 国際情報ネットワーク事業

インターネットを活用して国際交流等の情報を集約・蓄積し、広く発信した。Facebook を活用し HIECC や関連団体等の事業をオンラインで告知・報告した。

The screenshot shows the homepage of the HIECC website. At the top, there is a banner with the text "北海道のグローバル化を推進するプラットフォーム" and the acronym "HIECC". Below the banner, there are two main sections: "最新交渉情報" (Information from the Conciliation Council) and "新型コロナ情報" (Information on the New Coronavirus). Under "お知らせ" (News), several news items are listed with dates ranging from 2020/06/28 to 2020/07/01. A large QR code is located on the right side of the page.

URL: <https://www.hiecc.or.jp/index.html>



HIECC のホームページ

### (3) 「Hoppoken (北方圏)」誌、年報の発行

#### ① 年報の発行

HIECC における 1 年間の事業の取り組みや状況等をまとめた年報（1,200 部）を 9 月に発行し、会員や関係団体、市町村等へ配付した。

#### ② 「Hoppoken (北方圏)」誌の発行

国際理解の促進に資する情報や、国際交流等の取組に関する情報を提供するため、「Hoppoken」誌を年 2 回（各 1,200 部）発行した。

##### ・ 196 号 9 月発行

- 特 集 – 「中国 右肩上がりの時代の終わり 見えない「改革・開放」の先は」
- その他 – 「HIECC 国際理解講演会～国連のリアル～」
  - 国際情勢シンポジウム「ロシア・ウクライナ戦争の東アジアへの影響を考える」

##### ・ 197 号 3 月発行

- 特 集 – 「欧州・極右と EU 懐疑派躍進の背景」
- その他 – 「南米移住 105 周年訪問事業」
  - 中央アジアセミナー
  - 「国際関係の変化の中で日本と中央アジアの交流を考える」

- Hoppoken196 号 2024 年 9 月発行



- Hoppoken197 号 2025 年 3 月発行



### 3 グローバル人材育成事業

## （1）海外派遣研修事業

企業のグローバル化を支援するため、道内企業等から推薦を得た社会人をベトナム及びタイに派遣し、関係機関や海外進出を行っている道内企業を訪問し現地事情について学んだほか、大学を訪問し現地学生との交流を行った。

日 時 11月10日(日)～11月17日(日)

参加者 社会人 5 人

研修会等 事前研修会 1 回、報告書



## 道内進出企業の視察（ベトナム）



## 現地大学生との交流（タイ）

## (2) 高校生×SDGs 世界の架け橋育成事業

北海道と世界とをつなぐ架け橋として活躍する人材を育成するため、道内高校生を海外に派遣し、SDGs や環境問題など様々な地球規模の課題をテーマに、現地視察や関係者との交流を行った。

日 時 8月5日（月）～10日（土）  
訪問国 フィリピン（メトロマニラ、ほか）  
参加者 高校生8人  
研修会 事前研修2回、事後研修3回  
報告会 1月28日（火）札幌清田高校  
3月16日（日）かでる2.7（札幌市内）



トンド地区に住む子どもたちと手遊びで交流（マニラ）



世界遺産のサンアグスチン教会を訪問（マニラ）

### （3）2024 済州国際青少年フォーラム

国際的な視野を持つ未来のグローバルリーダーの育成と青少年のネットワークづくりのため、北海道と友好提携地域である韓国・済州特別自治道が主催する同フォーラムへ道内高校生を派遣した。

日 時 10月28日（月）～11月3日（日）  
参加者 高校生4人（14カ国・地域29都市約135人の参加）  
研修会 事前研修3回、事後研修2回  
報告会 3月16日（日）



パネルディスカッションで議論を交わす高校生



フォーラム参加者の集合写真

## 4 多文化共生の推進

### （1）北海道外国人相談センターの運営（北海道庁からの受託）

「外国人に選ばれ、働き暮らしやすい北海道」の実現を目的とし、北海道で生活する外国人を対象とした一元的な相談窓口「多文化共生総合ワンストップセンター」として、令和元年8月に開設。様々な行政情報などを隨時多言語で発信するとともに、道内在住外国人からの様々な分野に関する相談に応じた。

- ・体制：常勤 4人～センター長、副センター長、主任相談員、相談員（英語）  
シフト 22人～多言語相談員（英・中・韓・ベトナム・タガログ・タイ他）

- ・対応言語：11カ国語（英語、中国語、韓国語、ベトナム語、タイ語、ネパール語、インドネシア語、タガログ語、ロシア語、ミャンマー語、ウクライナ語）
- ・開所時間：平日 9:00～17:00（12:00～13:00を除く）
- ・ホームページ：<http://hiecc.or.jp/soudan>
- ・対応SNS：Facebook, WeChat, LINE  
KakaoTalk, WhatsApp, Viber, Zalo, Instagram 他
- ・相談者数：1,821人
- ・相談件数：2,433件



主な相談者の国籍：

国籍	人数	国籍	人数	国籍	人数
日本	166	フィリピン	83	ウクライナ	16
中国	213	タイ	49	アジア諸国	129
台湾	47	カンボジア	0	アフリカ諸国	51
韓国	32	ミャンマー	8	ヨーロッパ	135
ベトナム	169	モンゴル	4	北米（アメリカ、カナダ等）	204
ネパール	6	ブラジル	1	南米（アルゼンチン）	34
スリランカ	31	ペルー	0	オセアニア	65
インドネシア	57	ロシア	5	不明	316
				合 計	1,821

主な相談内容：

分野	件数	分野	件数	分野	件数
入管手続（更新、切替等）	657	日本語学習	36	マイナンバー	19
雇用・労働	201	防災・災害	3	ウクライナ関係	19
社会保険・年金	156	住宅	81	コロナウイルス関係	13
税金	164	身分関係（結婚／DV等）	60	手続一般	57
医療	92	交通・運転免許	296	その他	349
出産・子育て	43	通訳・翻訳	136		
教育（学校・大学等）	37	福祉	14		
				合 計	2,433

① 移動相談会等の開催 道内各振興局地域で移動相談会を全25回開催した。また、移動相談会に合わせ、外国人から関心の高い「年金」や「在留資格」等に関するセミナーを開催した。

十勝総合振興局	帯広市	5月 25日（土）
釧路総合振興局	釧路市	5月 26日（日）
渡島総合振興局	函館市	6月 15日（土）／八雲町
オホーツク総合振興局	北見市	6月 16日（日）
宗谷総合振興局	稚内市	7月 6日（土）／紋別市
留萌振興局	増毛町	7月 7日（日）／浜頓別町
根室振興局	中標津町	7月 27日（土）
上川総合振興局	東川町	7月 28日（日）
日高振興局	新冠町	9月 7日（土）／根室市
	浦河町	9月 8日（日）
		10月 5日（土）／留萌市
		10月 6日（日）
		10月 18日（金）／旭川市
		10月 19日（土）
		11月 9日（土）～年金に関するセミナー

後志総合振興局	俱知安町	11月21日（木）～生活手続き等のセミナー
上川総合振興局	占冠村	11月30日（土）
胆振総合振興局	室蘭市	12月7日（土）／苫小牧市 12月8日（日）
空知総合振興局	滝川市	1月25日（土）
上川総合振興局	富良野市	1月26日（日）
石狩振興局	恵庭市	2月9日（日）
後志総合振興局	俱知安町	3月8日（土）～労働相談等に関するセミナー
石狩振興局	江別市	3月9日（日）



移動相談会（浜頓別町）



労働相談等に関するセミナー（俱知安町）

## ② 休日相談会の実施

移動相談会のほか、休日相談会を全12回開催した。

4月14日（日）	8月31日（土）	12月15日（日）
5月19日（日）	9月29日（日）	1月19日（日）
6月23日（日）	10月20日（日）	2月16日（日）
7月21日（日）	11月17日（日）	3月16日（日）

## ③ 「北海道ウクライナ関連ワンストップサポート窓口」の開設

ウクライナ情勢を踏まえ、道内に避難しているウクライナの方々などからの相談対応を行った。

## （2）ウクライナ避難民支援事業

北海道に滞在しているウクライナ避難民に対し、日本財団の助成金を活用し日本語学習や生活サポートなどの支援活動を実施した。

### ① 日本語学習支援

道内滞在し日本語学習支援を希望するウクライナ避難民に対し、生活する地域で孤立するがないよう、日本語でコミュニケーションを図るための支援を、一般社団法人 北海道日本語センターに委託し行った。

・オンライン式日本語学習 5月～3月まで毎週1回（札幌、千歳、稚内、石狩、八雲）

### ② 生活費等支援事業

日本国際連合協会北海道本部よりウクライナ避難民支援募金を引き継ぎ、ウクライナから北海道に避難する避難民に生活費等の支援金を支給した。（1人）

## （3）日本語教育推進事業（北海道庁からの受託）

道内で生活する外国人の日本語教育を推進するため、日本語学習を支援する人材を養成する講座や、自治体でのモデル事業を、（一社）北海道日本語センターの協力を得ながら道内各地で開催した。

## ① 日本語学習支援者養成講座

- ・岩見沢市（全2回）
  - 8月23日（金） 岩見沢市役所会議室 参加者 31人
  - 30日（金） 岩見沢市役所会議室 参加者 23人（ほか外国人 5人）
- ・稚内市（全2回）
  - 9月13日（金） 稚内総合文化センター 参加者 18人
  - 9月20日（金） 稚内総合文化センター 参加者 19人（ほか外国人 20人）
- ・中標津町（全2回）
  - 9月28日（土） 中標津町総合文化会館 参加者 14人
  - 10月5日（土） 中標津町役場会議室 参加者 17人（ほか外国人 5人）
- ・遠軽町
  - 10月18日（金） 遠軽町役場会議室 参加者 30人
  - 10月27日（日） 遠軽町役場会議室 参加者 25人（ほか外国人 11人）
- ・新冠町
  - 11月8日（金） レ・コード館研修室 参加者 18人
  - 11月15日（金） レ・コード館研修室 参加者 13人（ほか外国人 4人）
- ・登別市
  - 12月6日（金） 鉄南ふれあいセンター 参加者 31人
  - 12月13日（金） 鉄南ふれあいセンター 参加者 27人（ほか外国人 15人）

## ② モデル事業

- ・栗山町
  - 浴衣を着て「くりやま夏祭り」会場に出向き、日本語での買い物体験をとおして、学習した日本語を実践した。  
7月20日（土） 参加者 13人（外国人 8人、日本語学習支援者 5人）
- ・雄武町
  - 冬場で教室に行けない学習者のために、オンラインで様々なシーンで必要な日本語の表現などを会話型で学習した。
    - 1月9日（木） 参加者 9人（外国人 4人、日本語学習支援者 5人）
    - 1月16日（木） 参加者 7人（外国人 3人、日本語学習支援者 4人）
    - 1月23日（木） 参加者 8人（外国人 5人、日本語学習支援者 3人）
    - 1月30日（木） 参加者 9人（外国人 5人、日本語学習支援者 4人）
- ・増毛町
  - 日本語学習者を支援するボランティアの増員を目的に、養成講座とイベントを併催し、外国人と交流型で日本語の会話をする交流イベントを行った。  
2月11日（火） 参加者 21人（日本語学習支援者のみ）



日本語学習支援者養成講座（岩見沢市）



日本語で買い物を実践（栗山町）

#### (4) 外国人住民の地域共生推進事業（北海道庁からの受託）

外国人住民が国籍を問わず地域社会の一員として活躍し、安心して暮らすことのできる取組を推進するため、外国人住民と日本人住民が協働で企画する事業を行った。

##### ①「白老チュクフェス」

日 時 11月4日（月・祝）  
場 所 白老町～白老町公民館、白老町総合体育館  
内 容 ベトナム語・伝統衣装の紹介、スペイン語体験、中国写真展、アイヌ文化体験ほか  
人 数 241人（うち外国人27人）

##### ②「防災研修」

日 時 12月22日（日）  
場 所 浜頓別町～頓別コミュニティセンター  
内 容 外国人向け防災教室、自治体職員向け災害時外国人対応力向上研修  
人 数 60人（うち外国人48人）

##### ③「楽しくお寿司を作ろう！」

日 時 1月18日（土）  
場 所 稚内市～稚内副港市場  
内 容 日本の食文化のひとつであるお寿司の握り方を体験  
人 数 23人（うち外国人16人）



お寿司にぎり体験（稚内市）

#### (5) 多文化共生ネットワーク連携推進協議会の設置

関係団体と協働して多文化共生の実現を推進するため、道内国際交流団体間のネットワークの連携強化に取り組むとともに、連携して事業を実施した。

##### 構成団体（13団体）

（一財）北海道国際交流センター、室蘭工業大学国際交流センター、  
（一社）滝川国際交流協会、旭川市国際交流委員会、釧路国際交流の会、  
北見工業大学国際交流センター、十勝インターナショナル協会、  
いぶり外国人フレンドシップ、（一社）ニセコプロモーションボード  
恵庭国際交流プラザ、石狩国際交流協会、江別市国際交流推進協議会、  
（一社）北海道多文化共生NET

##### ① オンライン会議

HIECC が今年度予定している多文化共生事業について説明し、実施に向けて各構成団体の協力を要請した。

日 程 5月8日（水）及び9日（木）  
参 加 者 13人（11団体）  
テ マ ・各団体における令和6年度の主な取り組みについて  
・令和6年度多文化共生地域ネットワーク連携事業の実施について

##### ② 多文化共生地域連携ネットワーク事業

各地域や交流団体間の連携を促進するため、多文化共生ネットワーク連携推進協議会構成団体と連携し多文化共生に関する事業を開催した。

#### (ア) 在留外国人と地域住民との交流

##### ・「地域巡検バスツアー」

日時等 a) 6月30日(日) 果樹園訪問(滝川市)  
b) 10月20日(日) 農家訪問、収穫体験(滝川市)  
参加者 a) 30人(外国人14人、日本人16人)  
b) 21人(外国人5人、日本人16人)  
共 催 一般社団法人 滝川国際交流協会(滝川市)

##### ・「世界の料理交流」

日時等 9月29日(日) たきかわ観光国際スクエア  
参加者 31人(外国人13人、日本人18人)  
共 催 一般社団法人 滝川国際交流協会(滝川市)

##### ・「国際交流新年会 in 登別」

日時等 2月2日(日) 鶯別コミュニティセンター  
参加者 122人(外国人65人、日本人57人)  
共 催 いぶり外国人フレンドシップ

#### (イ) 災害時における外国人支援

日時等 7月3日(水) 北見工業大学  
参加者 10人(外国人8人、日本人2人)  
共 催 北見工業大学

#### (ウ) 在住外国人に対する日本文化体験

##### ・「ゆかた de 出かけよう in 石狩」

日時等 8月10日(土) 石狩八幡神社ほか  
参加者 52人(外国人12人、日本人40人)  
共 催 特定非営利活動法人 石狩国際交流協会

##### ・「そば打ち体験会」

日時等 1月12日(日) 野幌公民館  
参加者 22人(外国人10人、日本人12人)  
共 催 江別市国際交流推進協議会

#### (エ) 地域に対する理解を促進

##### ・「カーリング交流」

日時等 11月10日(日) アルゴグラフィックス  
北見カーリングホール  
参加者 35人(外国人19人、日本人16人)  
共 催 北見工業大学

##### ・「企業と在住外国人との意見交流会」

日時等 1月29日(水) 北海道教育大学・函館校  
参加者 19人(外国人15人、日本人4人)  
共 催 一般財団法人 北海道国際交流センター



国際交流新年会(登別市)



浴衣を着て夏祭りに参加(石狩市)



カーリングで交流(北見市)

## (6) 災害時における外国人支援事業

北海道で生活する外国人が安心・安全に暮らせる環境づくりを推進するため、災害時における多言語支援の訓練や対応力研修等を行った。

### ① 北海道原子力防災総合訓練への在住外国人の参加(北海道庁からの受託)

北海道が実施した「北海道原子力防災訓練」に参画し、翻訳ツールや外国人相談センターの通訳を介し、説明や情報伝達などの対応力向上を目的とした訓練を行った。

##### ・在住外国人対応

日 時 10月31日(木)  
場 所 キロロリゾートマウンテンセンター(検査所)、相談センター  
参加者 外国人10人

② 在住外国人向け防災教室

在住外国人が災害時の行動などについて知識を得るために防災教室を、宗谷総合振興局等と連携し開催した。

日 時 7月 26 日 (金)

場 所 稚内市みどりスポーツパーク

参加者 外国人 6人

③ 北海道防災総合訓練（厳冬期）への参加等

日本海溝・千島海溝の地震を想定した厳冬期の防災総合訓練において、災害時に外国人が困ること等についてレクチャーを行ったほか、避難所の宿泊を体験した。

日 時 1月 29 日 (水)

場 所 札幌市立北区体育館（避難所）

参加者 HIECC 職員 5人

④ 災害時外国人対応力向上研修

災害時における外国人支援として、自治体職員向けに対応力向上を目的とした研修会を十勝総合振興局や大樹町で実施した。

・十勝総合振興局

日 時 1月 21 日 (火)

場 所 十勝合同庁舎 AB 会議室（帯広市）

内 容 講義、ワークショップ

参加者 29人

・大樹町（大樹町委託事業）

日 時 2月 6 日 (木)

場 所 大樹町役場 第 1 委員会室

内 容 講義、ワークショップ

参加者 20人



AED 操作を体験する外国人参加者（稚内市）

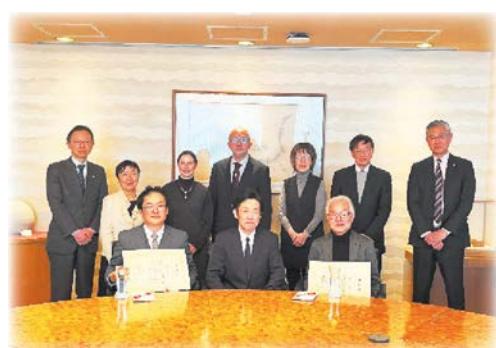


スマートフォンで避難所にいる外国人の相談対応を体験（帯広市）

## (7) 北海道多文化共生アワード（表彰事業）

道内在住の外国人と道民がともに地域の発展や活性化に貢献できる社会を実現するため、人材育成、居住環境、防災、教育、地域づくりなどさまざまな分野において顕著な取組を行っている2団体をHIECCから表彰した。

表彰団体 札幌子ども日本語クラブ（札幌市）  
恵庭国際交流プラザ（恵庭市）



多文化共生アワードの表彰式

# 柱2 国際交流の推進

## 1 諸外国との各種交流の実施

### (1) 南米訪問事業

北海道民がブラジルに移住して105周年、パラグアイに移住して85周年の節目を迎え、両国の北海道人会からそれぞれ記念式典等への招待を受けたことから、関連式典に会長等が出席した

- ・全パラグアイ北海道連合会主催記念式典等 8月21日（水）～23日（金）
- ・ブラジル北海道文化福祉協議会主催記念式典等 8月24日（土）～27日（火）



各国北海道人会会長と（ブラジル）



式典で挨拶する辻会長（パラグアイ）

### (2) 南米ふるさと訪問団受入事業

北海道出身移住者子弟からなるアルゼンチンからの訪問団を受け入れ、父祖の地・北海道についての理解を深め、一層の友好親善に資するため、本道関係者との交流や文化施設の視察等を実施した。

受入期間 2月10日（月）～18日（火）

人 数 6人



銘菓「白い恋人」づくりを体験



ペットボトルキャップを利用した体験学習

### (3) 移住者子弟留学生・研修員受入事業

南米圏の北海道出身移住者の子弟を留学生および技術研修員として受け入れ、研究や技術研修を支援するとともに、両地域の交流を担う人材を育成した。

- ・留学生受入 佐藤レイラ実穂（ブラジル）

留学先 北海道大学大学院工学研究院 廃棄物処分工学研究室

- ・研修員受入 有馬よしあきネイ（ブラジル）

研修先 吉田学園 北海道スポーツ専門学校スポーツビジネス科

山田エリナ幸（アルゼンチン）

研修先 安達学園 専門学校札幌デザイナー学院総合デザイン学科



ディスカッションする佐藤さん



専門研修で説明を受ける有馬さん



卒業制作展示と山田さん

## 2 留学生の受入と定着促進

### (1) 外国人留学生受入促進事業

#### ① 外国人留学生国際交流支援事業

本道への留学受入れを促進するため、北海道内の大学・大学院に在籍する外国人留学生の中から50人を「留学生センター」として選定し、母国的学生等に向けて北海道での留学生活に関する情報発信を行った（留学生センターには情報発信活動費として5万円を支給）。

- ・投稿件数 458 件 (HIECC ホームページに掲載)

#### ② 留学プロモーション事業

海外の関係機関や大学・学生等に対し、道内大学のプロモーションを行った。

- ・プロモーションサイトの運営 (<http://study-hokkaido.com>)
- ・留学ガイドブックの作成、配付
- ・留学プロモーション

タイの2都市で開催された日本留学フェア（主催：日本学生支援機構）に参加し、学生等へのプロモーションを行うとともに、北海道の大学のPR資料を配付した。

9月7日（土） チェンマイ会場

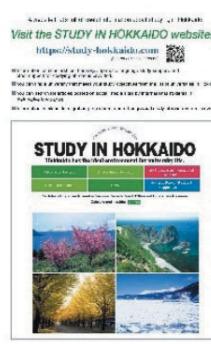
9月8日（日） バンコク会場

- ・帰国留学生及び奨学生向けメールマガジンの発行

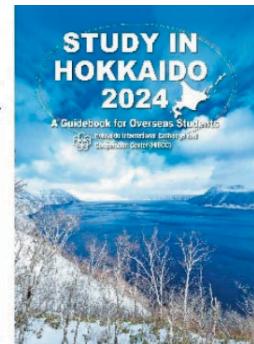
帰国した外国人留学生等に対し、北海道の今の様子や就職など各種情報を提供するメールマガジン「HIECC ニュースレター」を発行し、本道への理解促進を図った（年3回）。



留学プロモーション（タイ）



留学ガイドブック



## (2) 外国人留学生定着促進事業

### ① 留学生地域交流事業

外国人留学生の北海道に対する理解の促進を図り、地域の担い手として定着を促進するため、地域住民との交流や産業体験等を行った。

#### ・「留学生ふれあい交流 in 士別」

日 時 8月 17日（土）～18日（日）

場 所 士別市 ～ 天塩川まつり会場、世界のめん羊館ほか

参加者 留学生 30人（22カ国・地域）

#### ・「留学生ふれあい交流 in 阿寒」

日 時 2月 25日（火）～26日（水）

場 所 釧路市阿寒湖温泉 ～ 阿寒湖畔、アイヌコタンほか

参加者 留学生 24人（24カ国・地域）



神輿担ぎに参加（士別市）



わかさぎ釣り体験（阿寒湖温泉）

### ② 留学生支援体制構築事業

外国人留学生の地域定着を図るため、自治体や大学と連携し、企業での職場体験や人事担当者等との意見交換を行った。

日 時 12月 4日（水）

場 所 北見市 ～ 五十嵐建設（株）、（株）北見ハッカ通商

連携先 北見市、北見工業大学

参加者 北見工業大学の留学生 17人



河川工事現場の視察



北見ハッカの歴史についてレクチャー

### 3 各種交流事業への支援

#### (1) 国際交流助成事業

北海道の産業経済・生活文化の発展に寄与するため、選考会における専門委員からの意見を踏まえ、道内国際交流団体等が実施する世界各地域との交流事業に助成した。

助成対象事業名	事業内容	主催者	助成額（千円）
アイヌ民族とマオリの人々の対話と国際文化交流	ニュージーランド・マオリの舞蹈継承者を招聘し、舞蹈による交流を通じて、これからの先住民族のあり方や文化継承について対話を実施。	帯広カムイトウワポ保存会	300
第16回日台友好合唱会	台湾からアマチュア合唱団を招聘し、北海道の合唱団とともに音楽による国際親善交流を深めるための合同演奏会を開催。	日台友好合唱会実行委員会	130
ソウルフレンドシップフェスティバル「文化公演」	北海道で唯一の人形浄瑠璃一座である同座が韓国ソウルで開催される多文化国際交流イベントに参加し、北海道の伝統芸能を披露。	さっぽろ人形浄瑠璃あしり座	200
北海道・台湾青少年オーケストラ国際親善交流演奏会	どさんこジュニアオーケストラ 40名の青少年を台湾に派遣し、台湾・大豊管弦楽団と国際親善演奏会を開催。	(一社) どさんこ青少年オーケストラ協会	290
計 4事業			920

#### (2) 各種後援、共催事業への参画

##### ① 全国中国語スピーチコンテスト北海道大会（主催：北海道日中友好協会）

中国語学習の普及と質の向上や日中両国民の相互理解と友情を深めるための「全国中国語スピーチコンテスト」を共催し開催した。

日 時 10月12日（土） かでる 2.7



後藤事務局長より HIECC 賞を表彰

##### ② インターナショナルナイト（主催：北海道青少年科学文化財団）

日本の高校生や世界各国の留学生による相互理解を促進するため、それぞれの国の歴史や文化、自然や社会、教育事情等についてプレゼンテーションや交流会を共催し開催した。

日 時 12月8日（日） かでる 2.7、アスティホール

参加者 日本人 232人、外国人 35人



留学生で「ふるさと」を合唱

##### ③ 国際交流「DAY」事業（主催：北海道）

北海道と姉妹・友好提携地域とのより一層の交流拡大を図るため、各提携記念日等にそれぞれの地域の文化紹介イベントを共催し開催した。

・米国・ハワイ州 4月16日（火）～22日（月）丸井今井札幌本店ほか3回

・韓国・4地域（釜山広域市、慶尚南道、ソウル特別市、済州特別自治道）

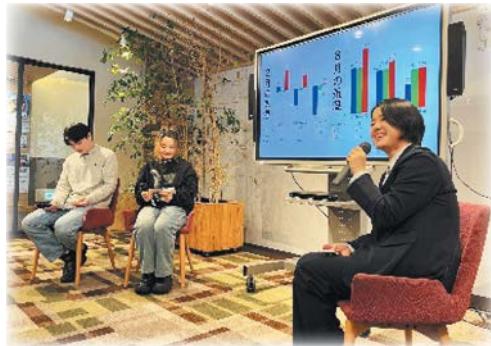
10月21日（月）～22日（火）道庁1階特設展示場

・カナダ・アルバータ州 8月27日（火）～28日（水）道庁1階特設展示場ほか2回

・米国・マサチューセッツ州 8月27日（火）～28日（水）道庁1階特設展示場ほか1回

・中国・黒竜江省 1月6日（月）～12日（日）札幌大学

・タイ・チェンマイ県 5月25日（土）札幌ドームほか1回



黒竜江省 DAY



チェンマイ DAY

④ 国際交流定例講演会（主催：北海道国際女性協会）

女性が主体となり諸外国から来道する外国人に北海道の文化など理解を促進するため、定例講演会を共催し開催した。

- ・第1回 「踏み出そう！小さな一步をグローバルに」  
日 時 5月16日（木）参加者 30人
- ・第2回 「アフリカ シエラレオネの子どもたち」  
日 時 10月 3日（木）参加者 31人
- ・第3回 「ドイツ国際交流員から見たドイツとコソボ」  
日 時 11月 18日（月）参加者 29人
- ・第4回 「微笑みの国、観光立国タイの光と影」  
日 時 1月 29日（水）参加者 37人
- ・第5回 「Jon Wagner と仲間たちが見た日本」  
日 時 3月 26日（水）参加者 23人



留学生の座禅体験

⑤ 第8回国際ユースフォーラム (IFY) 札幌（主催：北海道日米協会）

日米の交流を担う人材を育成するため、道内の高校生・大学生等が、日米の親善と交流をテーマにワークショップ形式の討論会を共催し開催した。

- 日 時 11月 17日（日） 京王プラザホテル  
参加者 高校生 40人



留学生によるプレゼンテーション

# 柱3 国際協力の推進

## 1 開発途上国向けのJICA研修事業への参画

### (1) JICA研修コースの実施

開発途上国の国づくりを担う人材を育成するため、JICA 北海道国際センター（札幌）が実施する研修事業の一部を受託し、研修実施機関とのカリキュラムの調整や研修のコーディネートを行った。

期 間	研修コース名	人 数
6月19日～ 8月 9日	課題別（上水道施設技術総合（B））	7
10月 2日～10月 30日	課題別 中南米地域 道の駅による道路沿線地域開発	9
7月16日～ 8月 23日	課題別（道路維持管理（E））	8
4月 1日～ 1月 31日	草の根 「ネパール国ポカラ市給配水管理業務の体系化を目指した技術協力事業」 ・第2回札幌研修（受入）ネパール給水省事務次官補他10人 8月17日～ 8月30日 ・第2回現地研修（派遣）札幌市水道局職員等10人 11月11日～11月22日 ・第3回現地研修（成果報告会・修了式）札幌市水道局職員等9人 12月 7日～12月14日	延べ 35



鉄管パイプ接合のシーリング技術を学ぶ研修員  
(上水道施設技術総合（B）研修)



札幌市水道局を表敬訪問  
(草の根技術協力研修)

## 2 海外からの研修員等の受入

### (1) 移住者子弟留学生・研修員受入事業（再掲）

南米圏の北海道出身移住者の子弟を留学生及び技術研修員として受け入れ、研究や技術研修を行った。

- ・ 留学生受入 1人（ブラジル）
- 留学先 北海道大学大学院工学研究院 廃棄物処分工学研究室
- ・ 研修員受入 2人（ブラジル、アルゼンチン）
- 研修先 吉田学園 北海道スポーツ専門学校スポーツビジネス科  
　　　　　安達学園 専門学校札幌デザイナー学院総合デザイン学科

### (2) 移住者支援事業

北海道出身移住者などで組織する道人会等の活動支援するため助成した（4団体）

（ ブラジル北海道文化福祉協会、在アルゼンチン北海道人会、  
全パラグアイ北海道人会連合会、北海道海外移住家族会 ）



# 資料編

2025（令和7）年度 収支予算	P26
2024（令和6）年度 収支決算	P28
公益社団法人北海道国際交流・協力総合センター一定款	P31
北海道姉妹・友好提携自治体一覧	P35
道内外国公館／道内名誉領事館	P38

# 2025（令和7）年度 収支予算

## 2025年度正味財産増減予算書

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：円)

科 目	公益目的事業会計	法人会計	合 計
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
受取会費	5,500,000	5,500,000	11,000,000
受取会費	5,500,000	5,500,000	11,000,000
受取補助金等	90,465,000	0	90,465,000
受取北海道補助金	90,465,000	0	90,465,000
民間助成金	0	0	0
受取負担金	2,160,000	0	2,160,000
受取負担金	2,160,000	0	2,160,000
受取寄附金	3,520,000	0	3,520,000
受取寄附金振替額	3,520,000	0	3,520,000
事業収益	45,805,000	0	45,805,000
北方図誌収益	150,000	0	150,000
外国人相談センター運営事業収益	20,000,000	0	20,000,000
日本語教育推進事業収益	5,449,000	0	5,449,000
地域共生推進事業収益	4,099,000	0	4,099,000
外国人災害対応事業収益	700,000	0	700,000
研修事業収益	15,407,000	0	15,407,000
特定資産運用収益	6,476,000	28,000	6,504,000
特定資産運用収益	6,476,000	28,000	6,504,000
雑収益	10,000	10,000	20,000
雑収益	10,000	10,000	20,000
経常収益計	153,936,000	5,538,000	159,474,000
(2) 経常費用			
事業費	158,480,000	0	158,480,000
役員報酬	5,250,000	0	5,250,000
給料手当	59,802,000	0	59,802,000
福利厚生費	12,358,000	0	12,358,000
臨時雇用費	7,294,000	0	7,294,000
旅費交通費	18,442,000	0	18,442,000
通信運搬費	1,734,000	0	1,734,000
減価償却費	7,000	0	7,000
備品費	354,000	0	354,000
消耗品費	1,860,000	0	1,860,000
修繕費	20,000	0	20,000
印刷製本費	1,434,000	0	1,434,000
燃料費	160,000	0	160,000
食糧費	1,176,000	0	1,176,000
使用料	10,846,000	0	10,846,000
手数料	2,608,000	0	2,608,000
保険料	475,000	0	475,000
広告宣伝費	83,000	0	83,000
委託費	15,109,000	0	15,109,000
諸謝金	6,569,000	0	6,569,000
交際費	460,000	0	460,000
負担金	5,958,000	0	5,958,000
助成金	1,150,000	0	1,150,000
公課費	2,131,000	0	2,131,000
顕彰金	200,000	0	200,000
支援金	3,000,000	0	3,000,000

(単位：円)

科 目	公益目的事業会計	法人会計	合 計
管理費	0	8,820,000	8,820,000
役員報酬	0	1,750,000	1,750,000
給料手当	0	1,666,000	1,666,000
退職給付費用	0	674,000	674,000
福利厚生費	0	543,000	543,000
会議費	0	45,000	45,000
旅費交通費	0	130,000	130,000
通信運搬費	0	191,000	191,000
備品費	0	93,000	93,000
減価償却費	0	2,000	2,000
消耗品費	0	100,000	100,000
印刷製本費	0	265,000	265,000
食糧費	0	30,000	30,000
使用料	0	1,784,000	1,784,000
手数料	0	266,000	266,000
保険料	0	13,000	13,000
広告宣伝費	0	82,000	82,000
委託費	0	552,000	552,000
諸謝金	0	500,000	500,000
交際費	0	21,000	21,000
負担金	0	86,000	86,000
公課費	0	27,000	27,000
経常費用計	158,480,000	8,820,000	167,300,000
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 4,544,000	△ 3,282,000	△ 7,826,000
基本財産評価損益等	0	0	0
特定資産評価損益等	0	0	0
投資有価証券評価損益等	0	0	0
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	△ 4,544,000	△ 3,282,000	△ 7,826,000
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
固定資産除却損	0	0	0
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 4,544,000	△ 3,282,000	△ 7,826,000
一般正味財産期首残高			495,416,000
一般正味財産期末残高			487,590,000
II 指定正味財産増減の部			
一般正味財産への振替	△ 3,520,000		△ 3,520,000
当期指定正味財産増減額	△ 3,520,000		△ 3,520,000
指定正味財産期首残高	5,368,863		5,368,863
指定正味財産期末残高	1,848,863		1,848,863
III 正味財産期末残高			489,438,863

(注)

- 1 公益目的事業会計・福利厚生費のうち専務理事福利厚生費は827,000円、使用料のうち行政財産使用料は3,600,000円。  
 2 法人会計・福利厚生費のうち専務理事福利厚生費は276,000円、使用料のうち行政財産使用料は1,200,000円。

# 2024(令和6)年度 収支決算

## 2024年度正味財産増減計算書内訳表

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位:円)

科 目	公益目的事業会計	法人会計	合 計
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
受取会費	5,477,500	5,477,500	10,955,000
受取会費	5,477,500	5,477,500	10,955,000
受取補助金等	89,881,110	0	89,881,110
受取北海道補助金	86,201,110	0	86,201,110
受取民間助成金	3,680,000	0	3,680,000
事業収益	66,237,203	2,109,528	68,346,731
北方囲撃収益	109,780	0	109,780
外国人相談センター運営事業収益	20,000,000	0	20,000,000
日本語教育推進事業収益	5,485,572	0	5,485,572
地域共生推進事業収益	4,415,021	0	4,415,021
外国人原子力防災訓練事業収益	698,145	0	698,145
外国人災害対応事業収益	340,120	0	340,120
研修事業収益	35,188,565	2,109,528	37,298,093
受取負担金	1,870,000	0	1,870,000
受取負担金	1,870,000	0	1,870,000
受取寄付金	300,440	0	300,440
受取寄付金	300,440	0	300,440
特定資産運用収益	5,840,800	242	5,841,042
特定資産運用収益	5,840,800	242	5,841,042
雑収益	42,658	7,428	50,086
雑収益	42,658	7,428	50,086
経常収益計	169,649,711	7,594,698	177,244,409
(2) 経常費用			
事業費	176,331,789		176,331,789
役員報酬	5,250,000		5,250,000
給料手当	60,810,139		60,810,139
賞与引当金繰入	2,740,436		2,740,436
福利厚生費	13,835,551		13,835,551
臨時雇用費	6,955,092		6,955,092
旅費交通費	28,318,732		28,318,732
通信運搬費	1,119,390		1,119,390
減価償却費	6,291		6,291
消耗品費	1,891,790		1,891,790
印刷製本費	1,052,632		1,052,632
燃料費	139,857		139,857
食糧費	1,900,038		1,900,038
使用料	10,887,654		10,887,654
手数料	3,124,465		3,124,465
保険料	402,701		402,701
広告宣伝費	39,600		39,600
委託費	19,550,434		19,550,434
諸謝金	8,254,732		8,254,732
交際費	405,022		405,022
負担金	5,025,973		5,025,973
助成金	920,000		920,000
公課費	3,201,260		3,201,260
顕彰金	200,000		200,000
支援金	300,000		300,000

(単位：円)

科 目	公益目的事業会計	法人会計	合 計
管理費		10,794,698	10,794,698
役員報酬		1,750,000	1,750,000
給料手当		2,490,093	2,490,093
退職給付費用		1,693,350	1,693,350
福利厚生費		938,972	938,972
会議費		20,248	20,248
旅費交通費		127,060	127,060
通信運搬費		201,573	201,573
減価償却費		2,097	2,097
備品費		22,010	22,010
消耗品費		331,592	331,592
印刷製本費		236,423	236,423
食糧費		2,806	2,806
使用料		1,498,757	1,498,757
手数料		312,664	312,664
保険料		17,406	17,406
広告宣伝費		73,000	73,000
委託費		551,760	551,760
諸謝金		407,408	407,408
交際費		6,984	6,984
負担金		87,375	87,375
公課費		23,120	23,120
経常費用計	176,331,789	10,794,698	187,126,487
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 6,682,078	△ 3,200,000	△ 9,882,078
基本財産評価損益等	0	0	0
特定資産評価損益等	0	0	0
投資有価証券評価損益等	0	0	0
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	△ 6,682,078	△ 3,200,000	△ 9,882,078
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
投資有価証券償還益	0	0	0
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
固定資産除却損	0	0	0
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 6,682,078	△ 3,200,000	△ 9,882,078
一般正味財産期首残高			539,704,014
一般正味財産期末残高			529,821,936
II 指定正味財産増減の部			
受取寄付金	0	0	0
一般正味財産への振替額	300,440	0	300,440
当期指定正味財産増減額	△ 300,440	0	△ 300,440
指定正味財産期首残高	5,368,863	0	5,368,863
指定正味財産期末残高	5,068,423	0	5,068,423
III 正味財産期末残高			534,890,359

## 2024 年度貸借対照表

(2025 年 3 月 31 日現在)

(単位 : 円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金	99,711	29,793	69,918
預金	3,683,584	6,771,407	△ 3,087,823
未収金	8,537,131	18,779,930	△ 10,242,799
仮払金	95,980	115,340	△ 19,360
貯蔵品	92,477	134,289	△ 41,812
流動資産合計	12,508,883	25,830,759	△ 13,321,876
2. 固定資産			
① 特定資産			
国際交流事業資産	450,095,760	506,879,368	△ 56,783,608
南米移住 105 周年記念事業資産	0	2,000,000	△ 2,000,000
退職給付引当資産	14,068,706	12,375,356	1,693,350
指定寄付金資産	5,068,423	5,368,863	△ 300,440
特定資産合計	469,232,889	526,623,587	△ 57,390,698
② その他固定資産			
事業調整資金	51,729,462	4,813,212	46,916,250
運営調整資金	21,742,386	15,942,386	5,800,000
什器備品	16,735	25,123	△ 8,388
電話加入権	518,845	518,845	0
その他固定資産合計	74,007,428	21,299,566	52,707,862
固定資産合計	543,240,317	547,923,153	△ 4,682,836
資産合計	555,749,200	573,753,912	△ 18,004,712
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	3,978,201	12,692,480	△ 8,714,279
預り金	71,498	742,164	△ 670,666
賞与引当金	2,740,436	2,871,035	△ 130,599
流動負債合計	6,790,135	16,305,679	△ 9,515,544
2. 固定負債			
退職給付引当金	14,068,706	12,375,356	1,693,350
固定負債合計	14,068,706	12,375,356	1,693,350
負債合計	20,858,841	28,681,035	△ 7,822,194
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産	5,068,423	5,368,863	△ 300,440
指定正味財産合計	5,068,423	5,368,863	△ 300,440
2. 一般正味財産	529,821,936	539,704,014	△ 9,882,078
正味財産合計	534,890,359	545,072,877	△ 10,182,518
負債及び正味財産合計	555,749,200	573,753,912	△ 18,004,712

# 公益社団法人北海道国際交流・協力総合センター定款

## 第1章 総 則

(名 称) 第1条 この法人は、公益社団法人北海道国際交流・協力総合センター（略称「ハイエック（HIECC）」）と称する。

(事 務 所) 第2条 この法人は、主たる事務所を北海道札幌市中央区北3条西7丁目に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目 的) 第3条 この法人は、北海道における国際活動の総合的、かつ、中核的な拠点として、世界各国との国際交流や国際協力活動などを通じて北海道の国際化の推進を図ることにより、豊かで活力ある地域社会を実現し、もって、北海道の発展に寄与することを目的とする。

(事 業) 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 国際交流の推進
- (2) 国際相互理解の推進
- (3) 国際協力の推進
- (4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 会 員

(法人の構成員) 第5条 この法人は、この法人の目的及び事業に賛同して入会した個人又は団体であって、次条の規定によりこの法人の会員となった者をもって構成する。

(1) 個人会員

- ① 一般会員 次の②、③及び④以外の個人
- ② 学生等会員
- ③ 主婦（夫）等会員
- ④ シニア会員

(2) 法人等会員

- 2 前項に定める会員の要件並びに会員の入会及び退会に関し、必要な事項は、総会において定める入会及び退会規程（以下、「入会・退会規程」という。）で定める。
- 3 第1項の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

(会員の資格 の取得) 第6条 この法人の会員になろうとする者は、入会・退会規程に定めるところにより会長に入会の申込みをし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担) 第7条 この法人の活動に必要な経費に充てるため、会員は、次の年会費を納めなければならない。

(1) 個人会員

- |            |     |         |       |
|------------|-----|---------|-------|
| ① 一般会員     | 1 口 | 5,000 円 | 1 口以上 |
| ② 学生等会員    | 1 口 | 1,000 円 | 1 口以上 |
| ③ 主婦（夫）等会員 | 1 口 | 2,000 円 | 1 口以上 |
| ④ シニア会員    | 1 口 | 2,000 円 | 1 口以上 |

(2) 法人等会員

1 口 10,000 円 1 口以上

第8条 会員は、会長に入会・退会規程で定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除 名) 第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

(1) この定款その他の規則に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由のあるとき。

(会員資格の 費失) 第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 第7条の支払い義務を2年以上履行しなかったとき。

(2) 総会員が同意したとき。

(3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

## 第4章 総 会

- (構 成) 第11条 総会は、すべての会員をもって構成する。  
2 前項の総会をもって、法人法上の社員総会とする。
- (権 限) 第12条 総会は、次の事項について決議する。  
(1) 会員の除名  
(2) 理事及び監事の選任又は解任  
(3) 理事及び監事の報酬等の額  
(4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認  
(5) 定款の変更  
(6) 解散及び残余財産の処分  
(7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
- (開 催) 第13条 総会は、通常総会として毎年度事業終了後3月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。
- (招 集) 第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。  
2 総会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。
- (議 長) 第15条 総会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故があるときは、出席した理事の中から総会において選出された者がこれに当たる。
- (議 決 権) 第16条 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。
- (決 議) 第17条 総会の決議は、総会員の過半数が出席し、出席した会員の過半数をもって行う。  
2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の三分の二以上に当たる多数をもって行う。  
(1) 会員の除名  
(2) 監事の解任  
(3) 定款の変更  
(4) 解散  
(5) その他法令で定められた事項
- (議 事 錄) 第18条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。  
2 前項の議事録には、議長のほか、出席した会員又は理事のうちから総会において選出された議事録署名人2名以上が議事録に記名押印する。

## 第5章 役 員

- (役員の設置) 第19条 この法人に、次の役員を置く。  
(1) 理事 15名以上25名以内  
(2) 監事 2名以内  
2 理事のうち、1名を会長、5名以内を副会長、1名を専務理事とする。  
3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、専務理事をもって同法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とする。
- (役員の選任) 第20条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。  
2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- (理事の職務 及び権限) 第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。  
2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、専務理事は、理事会において別に定めることにより、この法人の業務を分担執行する。  
3 副会長は、会長を補佐する。  
4 会長及び専務理事は、毎事業年度毎に4箇月を超える間隔で2回自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
- (監事の職務 及び権限) 第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。  
2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。
- (役員の任期) 第23条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。  
2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了の時までとする。  
3 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお、理事又は監事としての権利義務を有する。
- (役員の解任) 第24条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

- (役員の報酬等) 第25条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、専務理事に対しては、総会において別に定める額の範囲内で、総会において定める役員報酬等規程に従って算定した額を報酬として支給することができる。  
 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

## 第6章 理 事 会

- (構 成) 第26条 この法人に理事会を置く。  
 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。
- (権 限) 第27条 理事会は、次の職務を行う。  
 (1) この法人の業務執行の決定  
 (2) 理事の職務の執行の監督  
 (3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職
- (開催及び招集) 第28条 理事会は、会長が招集する。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、専務理事が理事会を招集する。
- (議 長) 第29条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故があるときは、出席した理事の中から理事会において選出された者がこれに当たる。
- (決 議) 第30条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。  
 2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。
- (議 事 錄) 第31条 理事会の議決については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。  
 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第7章 顧 問

- (顧 問) 第32条 この法人に、任意の機関として、顧問 10名以内を置くことができる。  
 2 顧問は、理事会の同意を得て会長が委嘱し、会長の諮問に応じ意見を述べることができる。  
 3 顧問の任期には、第23条第1項の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「理事及び監事」とあるのは「顧問」と読み替えるものとする。  
 4 顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

## 第8章 附 屬 機 関

- (附 屬 機 関) 第33条 北海道における国際交流活動の原点となった北方圏構想の精神と成果を将来にわたり引継いでいくため、附属機関として北方圏センターを置く。  
 2 北方圏センターに、センター長を置く。  
 3 センター長は会長の兼務とし、専務理事がセンター長の職務を補佐する。  
 4 センターの組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## 第9章 資産及び会計

- (国際交流 事業資産) 第34条 この法人に、第4条に規定する公益事業を行うために、国際交流事業資産を置く。  
 2 前項の資産は、これを処分することができない。ただし、事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会及び総会の承認を経て、取崩し、公益事業の費用に充てることができる。
- (資産の管理) 第35条 前条に定めるものほか、この法人の資産の管理について必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。
- (事業年度) 第36条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- (事業計画及び 収支予算) 第37条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。  
 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (事業報告 及び決算) 第38条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。  
 (1) 事業報告  
 (2) 事業報告の附属明細書  
 (3) 貸借対照表

- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
  - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
  - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、通常総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
  - (2) 理事及び監事の名簿
  - (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
  - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

## 第10章 定款の変更及び解散

- |                 |   |
|-----------------|---|
| (定款の変更)         | 第39条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。   |
| (解散)            | 第40条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。   |
| (公益認定の取消等に伴う贈与) | 第41条 この法人が公益認定の取消の処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人である場合を除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消の日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下、「認定法」という。）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。 |
| (残余財産の帰属)       | 第42条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。   |

## 第11章 事務局

- |       |                                 |
|-------|---------------------------------|
| (設置等) | 第43条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。   |
|       | 2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。 |

## 第12章 補 則

- |         |  |
|---------|--|
| (委任)    | 第44条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て会長が別に定める。 |
| (公告の方法) | 第45条 この法人の公告は、電子公告により行う。                             |
|         | 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をできない場合は、官報に掲載する方法による。     |

## 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の代表理事は札幌市厚別区もみじ台西7丁目6番5号南山英雄、業務執行理事は高橋了とする。
- 3 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第36条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 4 この定款施行のときに変更前の社団法人北方圏センター定款第6条第2号に規定する特別会員であった者は、第5条第3項の規定にかかわらず、法人法上の社員とする。

## 附 則

定款第19条の変更は、総会の決議があった日（令和3年6月28日）から施行する。

# 北海道姉妹・友好提携自治体一覧

(2025年4月1日現在)

市町村名	提携都市(州)名	国・地域名	提携年月日	提携の種類
北海道	アルバータ	カナダ	1980. 10. 17	姉妹提携
	黒竜江省	中国	1986. 6. 13	友好提携
	マサチューセッツ	アメリカ	1990. 2. 7	姉妹都市
	サハリン	ロシア	1998. 11. 22	姉妹提携
	釜山広域	韓国	2005. 12. 14	友好交流
	慶尚南道	韓国	2006. 6. 7	友好交流
	ソウル特別市	韓国	2010. 10. 15	友好交流
	チェンマイ県	タイ	2013. 2. 26	友好交流
	済州特別自治道	韓国	2016. 1. 12	友好交流
	ハワイ	アメリカ	2017. 5. 8	友好交流

札幌市	ポートランド	アメリカ（オレゴン）	1959. 11. 17	姉妹都市
	ミュンヘン	ドイツ（バイエルン）	1972. 8. 28	姉妹都市
	瀋陽	中国（遼寧省）	1980. 11. 18	友好都市
	ノボシビルスク	ロシア（ノボシビルスク）	1990. 6. 13	姉妹都市
	大田広域市	韓国	2010. 10. 22	姉妹都市
函館市	ハリファックス	カナダ（ノバスコシア）	1982. 11. 25	姉妹都市
	ウラジオストク	ロシア（沿海地方）	1992. 7. 28	姉妹都市
	レイク・マコーリー	オーストラリア（ニュー・サウス・ウェールズ）	1992. 7. 31	姉妹都市
	ユジノサハリンスク	ロシア（サハリン）	1997. 9. 27	姉妹都市
	天津	中国	2001. 10. 18	友好交流都市
	高陽	韓国（京畿道）	2011. 8. 1	姉妹都市
小樽市	ナホトカ	ロシア	1966. 9. 12	姉妹都市
	ダニーデン	ニュージーランド	1980. 7. 25	姉妹都市
	ソウル特別市江西区	韓国	2010. 7. 22	姉妹都市
旭川市	ブルーミントン	アメリカ（イリノイ）	1962. 10. 11	姉妹都市
	ノーマル	アメリカ（イリノイ）	1987. 7. 7	姉妹都市
	ユジノサハリンスク	ロシア（サハリン）	1967. 11. 10	友好都市
	水原	韓国（京畿道）	1989. 10. 17	姉妹都市
	哈爾濱	中国（黒龍江省）	1995. 11. 21	友好都市
室蘭市	ノックスビル	アメリカ（テネシー）	1991. 1. 16	姉妹都市
	日照	中国（山東省）	2002. 7. 26	友好都市
釧路市	バーナビー	カナダ（ブリティッシュ・コロンビア）	1965. 9. 9	姉妹都市
	ホルムスク	ロシア（サハリン）	1975. 8. 27	姉妹都市
帯広市	スワード	アメリカ（アラスカ）	1968. 3. 27	姉妹都市
	朝陽	中国（遼寧省）	2000. 11. 17	友好都市
	マディソン	アメリカ（ウイスコンシン）	2006. 10. 25	姉妹都市
北見市	エリザベス	アメリカ（ニュージャージー）	1969. 6. 12	姉妹都市
	ポロナイスク	ロシア（サハリン）	1972. 8. 13	友好都市
	晋州	韓国（慶尚南道）	1985. 5. 16	姉妹都市
	バーへッド	カナダ（アルバータ）	1991. 7. 4	姉妹都市
夕張市	撫順	中国（遼寧省）	1982. 4. 19	友好都市
岩見沢市	ポカテロ	アメリカ（アイダホ）	1985. 5. 20	姉妹都市
	キャンビー	アメリカ（オレゴン）	1989. 7. 19	姉妹都市
網走市	ポートアルバーニ	カナダ（ブリティッシュ・コロンビア）	1986. 2. 9	姉妹都市
	蔚山広域市南区	韓国	2012. 4. 27	友好都市

市町村名	提携都市(州)名	国・地域名	提携年月日	提携の種類
留萌市	ウラン・ウデ	ロシア(ブリヤート共和国)	1972. 7. 5	姉妹都市
苫小牧市	ネーピア	ニュージーランド	1980. 4. 22	姉妹都市
	秦皇島	中国(河北省)	1998. 9. 1	友好都市
稚内市	ネベリスク	ロシア(サハリン)	1972. 9. 8	友好都市
	バギオ	フィリピン(コルディラエラ行政地域)	1973. 3. 20	姉妹都市
	コルサコフ	ロシア(サハリン)	1991. 7. 2	友好都市
	ユジノサハリンスク	ロシア(サハリン)	2001. 9. 9	友好都市
芦別市	シャーロットタウン	カナダ(プリンスエドワードアイランド州)	1993. 7. 1	姉妹都市
江別市	グレシャム	アメリカ(オレゴン)	1977. 5. 20	姉妹都市
赤平市	三陟	韓国(江原道)	1997. 7. 18	友好都市
	岳陽市汨羅市	中国(湖南省)	1999. 9. 30	友好都市
紋別市	ニューポート	アメリカ(オレゴン)	1966. 4. 8	姉妹都市
	コルサコフ	ロシア(サハリン)	1991. 1. 12	姉妹都市
	フェアバンクス	アメリカ(アラスカ)	1991. 2. 8	姉妹都市
士別市	ゴールバーン・マルワリー	オーストラリア(ニューサウスウェールズ)	1999. 7. 3	姉妹都市
名寄市	カワーサレイクス	カナダ(オンタリオ)	1969. 8. 1	姉妹都市
	ドーリンスク	ロシア(サハリン)	1991. 3. 25	友好都市
根室市	シトカ	アメリカ(アラスカ)	1975. 12. 19	姉妹都市
	セベロクリリスク	ロシア(サハリン)	1994. 1. 27	姉妹都市
千歳市	アンカレジ	アメリカ(アラスカ)	1969. 4. 21	姉妹都市
	コングスベルグ	ノルウェー(ブスケルー県)	1988. 8. 31	友好親善都市
	長春	中国(吉林省)	2004. 10. 11	友好親善都市
滝川市	スプリングフィールド	アメリカ(マサチューセッツ)	1993. 8. 7	姉妹都市
	ロングメドー町	アメリカ(マサチューセッツ)	2023. 10. 20	友好交流協定
深川市	アボツフォード	カナダ(ブリティッシュ・コロンビア)	1998. 9. 14	姉妹都市
富良野市	シュラートミンク	オーストリア(シュタイナー・マルク)	1977. 2. 23	友好都市
	台南市	台湾	2024. 8. 28	友好交流
登別市	サイパン	アメリカ(北マリアナ諸島)	2006. 11. 20	友好都市
	ファボー・ミッドフュン	デンマーク(南デンマーク地域)	2007. 6. 10	友好都市
	広州	中国(広東省)	2012. 11. 15	友好都市
恵庭市	ティマル	ニュージーランド(カンタベリー地方)	2008. 2. 13	姉妹都市
伊達市	レイク・カウチン	カナダ(ブリティッシュ・コロンビア)	1989. 10. 6	姉妹都市
	漳州	中国(福建省)	2010. 4. 7	友好都市
石狩市	キャンベルリバー	カナダ(ブリティッシュ・コロンビア)	1983. 10. 24	姉妹都市
	ワニノ	ロシア(ハバロフスク)	1993. 6. 3	姉妹都市
	彭州	中国(四川省)	2000. 10. 24	姉妹都市
美唄市	富里郷	台湾(花蓮県)	2024. 10. 1	友好交流
奈井江町	ハウスヤルビ	フィンランド(ハメ)	1995. 4. 1	友好都市
上砂川町	スパーウッド	カナダ(ブリティッシュ・コロンビア)	1980. 9. 23	姉妹都市
沼田町	ポートハーディ	カナダ(ブリティッシュ・コロンビア)	1994. 9. 3	姉妹都市
当別町	レクサンド	スウェーデン(ダーラナ)	1987. 10. 5	姉妹都市
蘭越町	ザールフェルデン	オーストリア(ザルツブルグ)	1969. 10. 15	姉妹都市
俱知安町	サンモリッツ	スイス(グラウビュンデン)	1964. 3. 19	姉妹都市
積丹町	シーサイド	アメリカ(オレゴン)	1966. 5. 17	姉妹都市
余市町	イースト・ダンバートンシャイア	イギリス(スコットランド)	1997. 11. 11	姉妹都市
	員山郷	台湾(宜蘭県)	2023. 5. 19	姉妹都市
	彰化市	台湾(彰化県)	2023. 7. 21	友好交流協定
壯瞥町	ケミヤルヴィ	フィンランド(ラップランド)	1993. 5. 22	友好都市
白老町	ケネル	カナダ(ブリティッシュ・コロンビア)	1981. 7. 13	姉妹都市
新ひだか町	レキシントン	アメリカ(ケンタッキー)	1988. 7. 21	姉妹都市

市町村名	提携都市(州)名	国・地域名	提携年月日	提携の種類
七飯町	コンコード	アメリカ(マサチューセッツ)	1997.11.15	姉妹都市
せたな町	ハンフォード	アメリカ(カリフォルニア)	1991.8.11	姉妹都市
鷹栖町	ゴールドコースト	オーストラリア(クイーンズランド)	1995.11.18	姉妹都市
上川町	ロッキー・マウンテン・ハウス	カナダ(アルバータ)	1984.6.21	姉妹都市
東川町	キャンモア	カナダ(アルバータ)	1989.7.12	姉妹都市
	ルーイエナ	ラトビア(ヴァルミエラ)	2008.7.17	姉妹都市
	アニワ市	ロシア(サハリン)	2019.9.18	姉妹都市
上富良野町	カムローズ	カナダ(アルバータ)	1985.9.5	友好都市
占冠村	アスペン	アメリカ(コロラド)	1991.8.29	姉妹都市
剣淵町	バルカマヨ	ペルー共和国(フニン県)	2011.7.6	姉妹都市
	タルマ	ペルー共和国(フニン県)	2015.9.28	姉妹都市
下川町	ケノーラ	カナダ(オンタリオ)	2001.2.16	友好都市
美深町	アシュクラフト	カナダ(ブリティッシュ・コロンビア)	1994.7.23	友好都市
遠別町	キャッスルガード	カナダ(ブリティッシュ・コロンビア)	1989.6.21	姉妹都市
天塩町	ホーマー	アメリカ(アラスカ)	1984.4.7	姉妹都市
	トマリ	ロシア(サハリン)	1992.7.28	友好都市
猿払村	オジヨルスキ	ロシア(サハリン)	1990.12.25	姉妹村
美幌町	ケンブリッジ	ニュージーランド(ワイパ地区)	1997.10.12	友好姉妹都市
津別町	二水郷	台湾(彰化県)	2012.10.8	友好都市
清里町	モトエカ	ニュージーランド(タスマン地区)	1997.9.7	友好都市
佐呂間町	パーマ	アメリカ(アラスカ)	1980.10.28	姉妹都市
遠軽町	バストス	ブラジル(サンパウロ)	1972.10.18	姉妹都市
	モアラン・アン・モンターニュ	フランス(ランシュ・コンテ州ジュラ県)	1998.5.22	姉妹都市
湧別町	ホワイトコート	カナダ(アルバータ)	1998.7.17	友好都市
	セルワイン	ニュージーランド(カンタベリー地方)	2000.7.14	友好都市
興部町	ステットラー	カナダ(アルバータ)	1990.6.26	友好姉妹都市
鹿追町	ストニイプレイン	カナダ(アルバータ)	1985.8.26	姉妹都市
茅室町	トレーシー	アメリカ(カリフォルニア)	1989.8.5	姉妹都市
大樹町	高雄市大樹区	台湾	2015.9.1	友好交流
広尾町	フログン	ノルウェー(アーケシュフース)	1996.10.22	友好交流
池田町	ペントイクトン	カナダ(ブリティッシュ・コロンビア)	1977.5.19	姉妹都市
豊頃町	サマーランド	カナダ(ブリティッシュ・コロンビア)	1996.6.11	姉妹都市
本別町	ミッチャエル	オーストラリア(ビクトリア)	1991.9.15	姉妹都市
足寄町	ウェタスキワイン	カナダ(アルバータ)	1990.9.15	姉妹都市
陸別町	ラコーム	カナダ(アルバータ)	1986.7.5	姉妹都市
厚岸町	クラレンス	オーストラリア(タスマニア)	1982.2.9	姉妹都市
白糠町	新北市烏来区	台湾	2017.7.14	友好交流
別海町	バッサーブルク	ドイツ(バイエルン)	1979.5.10	姉妹都市
弟子屈町	天津	中国	2005.10.21	友好交流
	滨州	中国(山東省)	2005.10.21	友好交流
	商丘	中国(河南省)	2005.9.17	友好交流
	泗水県	中国(山東省)	2005.10.21	友好交流
	濱城区	中国(山東省濱州市)	2005.10.21	友好交流
厚沢部町	寿豊郷	台湾(花蓮県)	2023.3.31	友好交流協定
安平町	台南市安平区	台湾	2023.4.27	友好交流協定
浦河町	新城郷	台湾(花蓮県)	2022.8.10	友好交流協定
釧路町	吉安郷	台湾(花蓮県)	2023.11.22	友好交流
利尻町	琉球郷	台湾(屏東県)	2024.11.15	友好交流
利尻富士町	琉球郷	台湾(屏東県)	2024.11.15	友好交流

## 道内外外国公館

公館名	住所	電話番号	開設年月
在札幌アメリカ合衆國総領事館	〒064-0821 札幌市中央区北1条西28丁目	011-641-1115～7	1952.6
駐札幌大韓民国館	〒060-0002 札幌市中央区北2条西12丁目1～4	011-218-0288	1966.6
在札幌ロシア連邦総領事館	〒064-0914 札幌市中央区南14条西12丁目2～5	011-561-3171～2	1967.10
	函館事務所 〒040-0054 函館市元町14～1	0138-24-8201	2003.9
中華人民共和国駐札幌館	〒064-0913 札幌市中央区南13条西23丁目5～1	011-563-5563	1980.9
カナダ政府通商事務所	〒060-0004 札幌市中央区北4条西4丁目 日興ビル5F	011-281-6565	2005.12

## 道内名誉領事館

領事館名	住所	代表者	開設年月
在札幌フィリピン共和国名譽総領事館	〒063-0841 札幌市西区八軒1条西1丁目2～10 日本食品製造合資会社内 011-614-8090	名譽総領事 戸部 謙ルイス	開設 1983.6
在札幌カナダ名譽領事館	〒064-0820 札幌市中央区大通26丁目1～3 ポセイドン円山2階 カナダプレイス内 011-643-2520	名譽領事 井原 慶児	開設 1996.11
在札幌スペイン名譽領事館	〒064-8620 札幌市中央区南9条西5丁目 パーク9.5ビル 株式会社セコマ内 011-511-2796	名譽領事 丸谷 智保	開設 2025.1.20
在札幌リトアニア共和国名譽領事館	〒060-0042 札幌市中央区大通11丁目4 大通藤井ビル内 011-221-3939	名譽領事 藤井 將博	開設 2004.7
在札幌フランス名譽領事館	〒060-0062 札幌市中央区南2条西5丁目10～2 南2西5ビル2階 札幌アリアンス・フランセーズ内 011-261-2771	名譽領事 古野 重幸	再開 2007.11
在釧路ベトナム社会主義共和国名譽領事館	〒085-0847 釧路市興津5～2～23 0154-46-3112	名譽領事 中島 太郎	開設 2010.11
在釧路ミクロネシア連邦名譽総領事館	〒084-0905 釧路市鳥取南5丁目12～5 サイタスビル2階 株式会社三ツ輪商会内 0154-61-5151	名譽領事 栗林 延次	開設 2010.12
在札幌グアテマラ共和国名譽領事館	〒001-0019 札幌市北区北19条西3丁目なごやビル 名越税務会計事務所内 011-716-7412	名譽領事 名越 隆雄	開設 2011.4
在札幌アイルランド名譽領事館	〒060-0001 札幌市中央区北1条西7丁目4 タキモトビル3階 011-221-2451	名譽領事 笠間 聖司	開設 2012.11
在札幌デンマーク王国名譽領事館	〒060-8676 札幌市中央区大通西2丁目5番地 ほくほく札幌ビル 北海道銀行内 011-233-1256	名譽領事 堰八 義博	再開 2013.2
在札幌モンゴル国名譽領事館	〒060-0005 札幌市中央区北5条西10丁目 山一ビル1階 011-206-0111	名譽領事 竹内 一秋	再開 2014.6
在室蘭パプアニューギニア名譽領事館	〒051-0023 室蘭市入江1番19号 株式会社栗林商会内 0143-24-7011	名譽領事 栗林 和穂	開設 2015.9
在江別（北海道）フィジー共和国名譽領事館	〒067-0022 江別市江別太305-15 株式会社北翔内 011-382-8459	名譽領事 清水 誓幸	開設 2017.12
在函館ラオス人民民主共和国名譽領事館	〒040-0063 函館市若松町7-15 函館商工会議所内 0138-23-1181	名譽領事 久保 俊幸	開設 2019.12
在札幌インドネシア共和国名譽領事館	〒065-8610 札幌市東区北19条東1-1-1 株式会社中山組本社内 011-741-7111	名譽領事 中山 茂	再開 2020.11
在札幌ガーナ共和国名譽領事館	〒004-0811 札幌市清田区美しが丘1条9丁目1～1札幌観光バスビル 石井兄弟社札幌事務所内 011-884-1900	名譽領事 石井 至	開設 2021.5
在函館ベラルーシ共和国名譽領事館	〒040-0013 函館市千代台町12-25 株式会社アンサー内 0138-83-1176	名譽領事 松浦 勝人	開設 2021.6
在函館パラグアイ共和国名譽領事館	〒041-0834 函館市東山町185-1 株式会社アサヒ商会内 0138-33-5877	名譽領事 齊藤 巍	開設 2021.8

領事館名	所在地	代表者	開設年月
在札幌チエコ共和国 名誉領事館	〒060-8606 札幌市中央区北1条東4-8-1 サッポロファクトリー フロンティア館3階 サッポロビール株式会社内 011-218-8033	名誉領事 野村 真弘	開設 2021. 9
在札幌ニュージーランド 名誉領事館	〒060-0002 札幌市中央区北2条西10丁目27 wall 202号室 株式会社きのとや内 011-596-6835	名誉領事 長沼 昭夫	再開 2021. 9
在札幌ベルギー王国 名誉領事館	〒064-8620 札幌市中央区南9条西5丁目パーク9.5ビル 株式会社セコマ内 011-511-2870	名誉領事 赤尾 洋昭	再開 2022. 2
在札幌ノルウェー王国 名誉領事館	〒064-8505 札幌市中央区北12条西20丁目2-1 マルスイホールディング株式会社内 011-643-1234	名誉領事 武藤 修	再開 2022. 5
在札幌ベトナム社会主義 共和国名誉領事館	〒064-8560 札幌市中央区南8条西15丁目2-1 道路工業株式会社内 011-596-9921	名誉領事 中田 隆博	開設 2022. 5
在札幌タイ王国 名誉領事館	〒011-0907 札幌市北区新琴似7条1丁目2-39 ニトリビル4階 ニトリリバブリック株式会社内 011-797-7341	名誉領事 荒井 功	開設 2023. 1.20
在札幌スウェーデン王国 名誉領事館	〒060-0807 札幌市北区北7条西1丁目2-6 NCO札幌14階 デラバル株式会社内 011-738-2319	名誉領事 中野 省吾	再開 2023. 3. 1
在札幌フィンランド 名誉領事館	〒064-8610 札幌市手稲区前田9条11丁目7-40 株式会社バーグマン内 011-350-7337	名誉領事 笠間 聖司	再開 2023. 4. 1
在小樽スリランカ民主主義共和国 名誉領事館	〒047-0032 小樽市稲穂3-5-14 株式会社小樽グリーンホテル内 0134-33-6102	名誉領事 山下 健	開設 2022. 1
在東川(北海道)スイス 名誉領事館	〒071-1472 上川郡東川町勇駒別 勇駒荘内 090-1663-6020	名誉領事 竹内 智香	開設 2024. 1
在札幌ドイツ連邦共和国 名誉領事館	〒060-8606 札幌市中央区北1条東4-8-1 サッポロファクトリーフロンティア館3階 011-251-4174	名誉領事 森本 光俊	開設 2024. 3
在札幌タイ王国名誉領事館	〒001-0907 北海道札幌市北区新琴似7条1丁目2-39 ニトリビル4階パブリック株式会社内 011-797-7341	名誉領事 荒井 功	再開 2023. 2. 24
在小樽スリランカ民主社会主义共和国 名誉領事館	〒047-0032 北海道小樽市稲穂3-5-14 株式会社小樽グリーンホテル内 0134-33-6102	名誉領事 山下 健	開設 2022. 4. 1
在東川(北海道)スイス 名誉領事館	〒071-1472 北海道上川郡東川町勇駒別 勇駒荘内 090-1663-6020	名誉領事 竹内 智香	開設 2024. 1.22

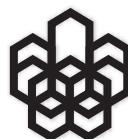
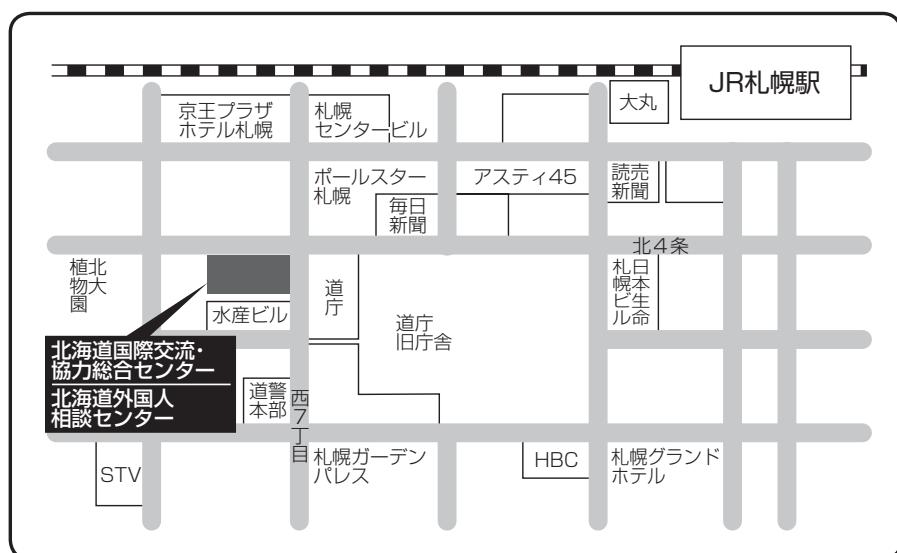
(2025年4月1日現在)

---

発行年月 2025（令和7）年9月  
発行・編集 公益社団法人  
**北海道国際交流・協力総合センター**  
印 刷 旭プリント株式会社

---





公益社団法人  
北海道国際交流・協力総合センター  
HIECC／ハイエック

〒060-0003 札幌市中央区北3条西7丁目（道庁別館12階）

TEL: 011-221-7840 FAX: 011-221-7845

URL: <http://www.hiecc.or.jp> E-mail: [hiecc@hiecc.or.jp](mailto:hiecc@hiecc.or.jp)